

# 農業経営者の皆さん マイナンバー 制度が始まりました!

社会保障・税番号制度(マイナンバー)は、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」「国民にとっての利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員、すべての法人(農業法人も含まれます)に異なる特定番号を割り当てる制度です。

農業者を含む事業者の皆さんは、社会保障や税の手続のため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

個人事業主  
(家族経営農家)

農業法人

集落営農法人



## マイナンバー対応が必要となる事業者

○農業経営を営む多くの方がマイナンバー対応をしなければなりません。

(例えば…)

- 扶養家族がいる場合
- 雇用している者(パート・アルバイトを含む)がいる
- 雇用者の労働保険、社会保険を支払っている
- 外国人技能実習生を雇用している
- 農の雇用事業を活用している

ご注意ください!

- 税務署や地方公共団体等から、電話によってマイナンバーを聞かれることはありません。
- 不審な電話があった場合には絶対に対応しないよう、ご注意ください。
- マイナンバーは生涯使用するものですので、大切に保管してください。